都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事 内田



「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の 一部改正について」の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について」 の通知につきましては、平成20年2月6日付(地Ⅲ273)をもって貴会宛に送 付いたしました。

今般、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部が改正され、 別添のとおり、厚生労働省保険局長より都道府県知事等宛てに通知が出されました。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(基準省令)によれば、これまで特定健診及び特定保健指導の実施年度において75歳に達する者については、保険者が特定健康診査等を実施する最低限の対象者として法令上義務づけられていなかったところであります。しかしながら、特定健康診査等の実施年度に75歳に達する者についても誕生日によっては、当該年度の大半が74歳である者も少なくなく、これらの者については75歳に達し高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者となる日までの間、特定健康診査等の機会が確実に確保されることが望ましいことから、今般公布された基準省令の改正では、①特定健康診査の対象者として、当該年度において75歳に達する者(75歳未満の者に限る)も含めること、②特定保健指導のうち動機付け支援の実施の際に75歳に達していない者に限る)も含めること、③特定保健指導のうち積極的支

援の対象者の要件として、当該年度において75歳に達する者(積極的支援の実施の際に75歳に達していない者に限る)も除くこと、とされており、本改正省令は平成21年4月1日から施行することとなっております。

なお、第6 後期高齢者医療広域連合との連携につきましては、厚生労働省保 険局高齢者医療課から都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛に事務連絡がな されております。

つきましては、本通知ならびに官報等をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

本通知等につきましては、日医ホームページに掲載する予定でありますことを 申し添えます。

保発第1118001号 平成20年11月18日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、及び同法を 実施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令 第157号)を定めているところであるが、同規則の一部を改正する特定健康診査及び特定保 健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第159号。以下 「改正省令」という。)が本日公布されたところである。

改正省令の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係 団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきよう願いたい。

記

第1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)の規定により、保険者は厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)を行うこととされている。この規定を受け、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(以下「基準省令」という。)第1条において、保険者は「毎年度、当該年度の4月1日における加入者であって、当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの」に対し、特定健康診査を実施すること等を規定しているところであるが、特定健康診査等の実施年度において75歳に達する者については、当該年度中において75歳に達したときから法第50条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となることから、年度途中に脱退等による保険の異動があった場合の取扱にならい、保険者が特定健康診査等を実施する最低限の対象者として法令上義務付けられているものに含めていなかったところである。

しかしながら、特定健康診査等の実施年度に75歳に達する者についても誕生日によっては、当該年度の大半が74歳である者も少なくなく、これらの者については75歳に達し法第50条に規定する被保険者となる日までの間、特定健康診査等の機会が確実に確保されることが望ましいことから、今般、基準省令を改正することとした。

第2 改正の概要

一 基準省令第1条第1項の改正

同項において、特定健康診査の対象者として、加入者のうち「当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの」と規定されているところを、当該年度において75歳に達する者(75歳未満の者に限る。)も含めることとする。

二 基準省令第7条第2項第4号の改正

同号において、特定保健指導のうち動機付け支援の対象者の要件として「特定健康診査を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者」と規定されているところを、当該年度において75歳に達する者(動機付け支援の実施の際に75歳に達していない者に限る。)も含めることとする。

三 基準省令第8条第2項の改正

同項において、特定保健指導のうち積極的支援の対象者の要件として「積極的支援を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者を除く。」とされているところを、当該年度において75歳に達する者(積極的支援の実施の際に75歳に達していない者に限る。)も除くこととする。

第3 施行日

改正省令は平成21年4月1日から施行すること。

第4 既存通知の改正

基準省令の改正に伴い、平成20年1月17日付け保発第0117001号厚生労働省保険局長通知「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について」(以下「基準通知」という。)を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

- 一 基準通知第二の一の1中「当該年度において、40歳以上<u>74歳</u>以下の年齢に達するもの(妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)」を「当該年度において、40歳以上<u>75歳</u>以下の年齢に達するもの(<u>75歳未満の者に限り、</u>産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)」に改める。(下線部は改正箇所)
- 二 基準通知第二の七の2(4)中「特定健康診査を実施する年度において65歳以上<u>74歳</u>以下の年齢に達する者」を「特定健康診査を実施する年度において65歳以上<u>75歳</u>以下の年齢に達する者<u>(当該年度において75歳に達する者にあっては、動機付け支援の実施の際に当該当該年齢に達していない者に限る。)</u>」に改める。(下線部は改正箇所)
- 三 基準通知第二の八の2中「積極的支援を実施する年度において65歳以上<u>74歳</u>以下の年齢に達する者」を「積極的支援を実施する年度において65歳以上<u>75歳</u>以下の年齢に達する者<u>(当該年度において75歳に達する者にあっては、積極的支援の実施の際に当該当該年齢に達していない者に限る。)</u>」に改める。(下線部は改正箇所)

第5 実施年度において75歳に達する加入者に係る特定健康診査等の実施状況報告について 法第142条の規定において、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、 保険者に対し、毎年度、特定健康診査等の実施状況に関する報告を求めることとされており、 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する 省令(平成19年厚生労働省令第140号。以下「算定省令」という。)第44条第2項の規 定に基づき、保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等 の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、報告することとされているが、 報告内容の詳細等については、平成20年7月10日付け保発第0710003号厚生労働 省保険局長通知「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況 に関する結果について」(以下「実施状況通知」という。)において通知しているところであ る。

今般の改正省令の施行に伴い、特定健康診査等の実施年度において75歳に到達する者(75歳未満の者に限る。)についても、新たに特定健康診査等の実施の義務付け対象となるが、これらの者については当該年度中に75歳に到達し年度途中から法第50条に規定する被保険者となることから、年度途中に異動等がある者についての特定健康診査等の実施状況の報告と同様に考え、実施状況通知において通知している算定省令第44条第2項の規定に基づく報告については、これを要しないものとする。

なお、算定省令第44条第2項の規定に基づく報告とは別に、特定健康診査等の実施年度において75歳に到達する者について実施した特定健康診査等の実施状況についても、次年度以降の特定健康診査等をより効果的に実施するための分析等を保険者において行う場合の有益な資料となることから、併せて整理しておくことが望ましい。

第6 後期高齢者医療広域連合との連携について

特定健康診査等の実施年度において75歳に達する者については、例えば当該年度の序盤に75歳に到達し後期高齢者医療制度に移行するまでの間に保険者による特定健康診査等の実施が困難である場合や、年度の大半が後期高齢者医療広域連合の被保険者であるが、年度の当初の特定の時期のみ健診を実施する地域において、後期高齢者医療広域連合での実施が困難である場合等が考えられるが、すべての者が特定健康診査又は後期高齢者医療広域連合が実施する健診を当該年度中に受けられる機会が与えられるよう、各保険者は、当該年度に75歳に達する者の健診の実施にあたっては、その者が年度途中に移行することとなる後期高齢者医療広域連合との連携に努められたい。

府

令

の間の書簡の交換に関する件

(同六一三)

〇平成二十一年一月一日から十二月三

最低賃金の改正決定に関する公示

0

(東京労働局最低賃金公示七、

富山同

0

十一日までには種されるてん菜に係

る甘味資源作物交付金の単価を定め

編 集・印 刷 独立行政法人国立印刷局

〇平成二十一年一月一日から十二月三

一日までに植付けされるでん粉の

平成二十年度検察官特別考試合格者

(検察官・公証人特別任用等審査会)

第九十四回薬剤師国家試験の施行

た件(農林水産一六四七)

ᄪ

国家試験

六

島根同四、

瓦

佐賀同三)

目

〇高速自動車国道に関する件

薬剤師試験委員の公告

同

資

料

(厚生労働省)

(国土交通一三五二)

めた件(同一六四八)

でん粉原料用いも交付金の単価を定 製造の用に供するばれいしょに係る

〇土地収用法の規定に基づき事業の認

定をした件(同一三五三)

〇内閣府の所管する内閣府本府関係法 則の一部を改正する内閣府令 信の技術の利用に関する法律施行規 令に係る行政手続等における情報通 (内閣府七〇)

〇特定健康診査及び特定保健指導の実 施に関する基準の一部を改正する省

〇日本国に帰化を許可する件 (法務五一七)

〇パレスチナ暫定自治政府に対する贈 解放機構との間の書簡の交換に関す 与に関する日本国政府とパレスチナ

〇国営サフィーナテレビ局番組ソフト 〇関税表刊行のための国際連合の設立 国政府とタジキスタン共和国政府と 整備計画のための贈与に関する日本 よる廃棄に関する件(同六一二) に関する条約等のフランス共和国に

箵

る件 (外務六一一)

令 (厚生労働一五九)

害 丞

令

報

官

内閣 財務省 防衛省

(人事異動)

叙位·叙勲

会社その他

皇室事項

官庁報告

について 紛失された外交官等身分証明票の無効 (外務省

官庁事項

労

争議行為の通知の公表について (厚生労働省

閣議決定等事項

公

告

〇多摩川水系に係る指定区間外の一級

(関東地方整備局三七七~三七九)

○道路に関する件

(北海道開発局八二、

八三

国会事項

河川に関する件

(同三八〇)

○道路に関する件

諸

事

項

る公告、 財団、

係

復権、 相続、 特別清算、 公示催告、 失踪、破産、免責 再生関係

官庁

処分、 鉱業法第一八九条の規定によ 金融商品取引業者の業務停止 建設業の許可の取消処分関

裁判所

省

〇厚生労働省令第百五十九号

に関する基準の一部を改正する省令を次のように 'に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施年法律第八十号)第二十条及び第二十四条の規定 定める。 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七

平成二十年十一月十八日

厚生労働大臣

する基準の一部を改正する省令 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関 舛添 要

基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号) 一部を次のように改正する。 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関するする基準の一音そこう

改め、「達するもの(」の下に「七十五歳末満の者第一条第一項中「七十四歳」を「七十五歳」に る。)」を加える。 の実施の際に当該年齢に達していない者に限 歳」に改め、「達する者」の下に「(当該年度におい て七十五歳に達する者にあっては、動機付け支援 に限り、」を加える。 第一条第一項中「七十四歳」を「七十五歳」 第七条第二項第四号中「七十四歳」を「七十五

府 令

〇内閣府令第七十号

|本府関係法令に係る行政手続等における情報通信 第四項の規定に基づき、内閣府の所管する内閣府 する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する内閣府令を次のように定める。 平成二十年十一月十八日

の技術の利用に関する法律施行規則の

一部を改正

用に関する法律施行規則の一部を改正する る行政手続等における情報通信の技術の利 内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係 内閣総理大臣

内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行 内閣府令

法律施行規則 (平成十六年内閣府令第十九号) 政手続等における情報通信の技術の利用に関する 同項ただし書に規定する措置」を加える。 一部を次のように改正する。 第四条第一項中「送信すること」の下に 「又は の

この内閣府令は、公布の日から施行する

***: 「然歌」「野中「ヤー目彩」や「ヤー日彩」は「住所 山梨県甲府市国母4丁目9番3号 ○一 改め、「達する者」の下に「(当該年度において七十) 五歳に達する者にあっては、積極的支援の実施の 際に当該年齢に達していない者に限る。)」 を加え w°

温波

この省合は、平成二十一年四月一日から施行す

○法務省告示第五百十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ れを許可する。

平成二十年十一月十八日

法務大臣 森 英介

住所 兵庫県尼崎市水堂町2丁目10番23号 內藤美由紀 昭和33年7月31日生 趙智世 昭和59年1月23日生

趙勇來 昭和60年9月28日生

趙智穗 平成元年4月8日生

住所 兵庫県高砂市高砂町船頭町1305番地1 車往德 昭和48年5月17日生

住所 岡山県玉野市玉2丁目26番3号

宋秀汪 昭和30年6月17日生

徐淑子 昭和35年5月13日生

宋亜實 昭和61年2月13日生

宋菜穗 昭和63年1月17日生

住所 千葉市若葉区貝塚町1219番地14

鄭博明 昭和39年3月1日生

李律子 昭和39年5月20日生

鄭志穂 平成5年7月28日生

鄭眞菜 平成7年5月18日生

住所 福井市二の宮1丁目5番28号

李東洙 昭和32年2月4日生

柳美知子 昭和34年2月13日生

李弘江 平成2年12月13日生

住所 東京都渋谷区本町6丁目33番9号

李千智 昭和59年12月11日生

住所 京都市東山区大黒町通五条上る2丁目大黒 町303番地

李亞依 昭和61年7月25日生

住所 名古屋市瑞穂区松園町1丁目26番地 金智恵 昭和54年8月28日生

金滑華 昭和57年9月7日生

住所 山梨県甲府市国母5丁目17番9号 金潔恵 昭和58年12月16日生

住所 山口県宇部市大字東岐波3292番地5 曹美恵 昭和52年10月20日生

住所 富山市呉羽町6571番地1

李晋輔 昭和55年3月12日生

住所 山口県宇部市大字善和387番地49 河花子 昭和28年1月22日生

住所 山口県宇部市大字妻崎開作1426番地10 朴太基 昭和55年12月26日生

住所 岡山市神田町1丁目9番19号 朴英子 昭和19年4月5日生

住所 東京都港区六本木1丁目7番24-404号 張京子 昭和35年11月11日生

住所 福井市二の宮3丁目24番12号 金重培 昭和23年6月25日生

鄭好子 昭和25年1月11日生

住所 鳥取県米子市旗ヶ崎2丁目12番20号 金勝守 昭和48年10月10日生

住所 東京都中央区勝どき6丁目3番1-4213号 金宏美 昭和51年8月18日生

住所 横浜市中区錦町5番地 宋秉哲 昭和56年8月4日生

住所 横浜市中区錦町5番地 宋扶哲 昭和60年4月2日生

住所 横浜市鶴見区平安町1丁目40番地14 辛綾 昭和62年11月18日生

住所 横浜市南区永田南2丁目16番22号 崔仁美 昭和50年7月3日生

住所 横浜市戸塚区名瀬町190番地1 金慶和 昭和55年9月5日生

住所 川崎市多摩区南生田7丁目1番7-201号 梁起榮 昭和39年12月19日生

住所 神奈川県秦野市堀西703番地6 金実起 昭和48年3月1日牛

住所 高知県土佐清水市浦尻32番6号 李香美 昭和46年11月26日生

住所 千葉県市川市大洲 3 丁目15番 5 -311号

高愛子 昭和22年9月12日生 住所 埼玉県深谷市荒川1862番地3

金聖一 昭和54年1月29日生

住所 さいたま市大宮区上小町429番地1 全麻由子 昭和47年12月3日生

住所 埼玉県入間市東町2丁目4番30号 卞明子 昭和45年6月28日生

住所 埼玉県越谷市東越谷6丁目90番地1 鄭明惠 昭和57年6月24日生

住所 東京都世田谷区新町1丁目22番13-202号 鄭貞順 昭和49年12月21日生

住所 東京都中央区月島1丁目8番1-903号 李勝子 昭和19年10月4日生

住所 東京都台東区花川戸1丁目13番5号 申東鉉 昭和34年7月11日生 金順香 昭和36年4月6日生

申憲澈 平成3年1月12日生

申悠澈 平成5年6月15日生

住所 東京都調布市菊野台3丁目4番地1 金保善昭和55年8月24日生

住所 北九州市小倉北区中井5丁目2番7号 金千香 昭和41年12月28日生 金拓弥 平成2年12月16日生

住所 群馬県太田市金山町25番14-206号 **裵健一 昭和45年1月10日生**

住所 東京都文京区目白台2丁目3番20号 金麗華 昭和54年7月19日生

住所 滋賀県甲賀市水口町朝日が丘4番23号 柳淑姬 昭和31年2月12日生 徐光 昭和56年11月21日生

住所 三重県伊勢市辻久留3丁目19番18号 徐亮 昭和60年9月7日生

住所 滋賀県守山市勝部1丁目9番9号 金毅 昭和56年3月31日生

住所 岐阜県大垣市室村町4丁目99番地1 朴京順 昭和24年2月28日生

李眞希 昭和50年7月22日生

徐實 昭和58年6月5日生

李在康 昭和52年10月5日生

住所 岐阜県大垣市南一色町619番地34 李在朗 昭和48年11月17日生

住所 大阪市生野区巽北1丁目7番23号 李佳純 昭和58年9月20日生

金梨音 平成17年9月3日生

住所 大阪市生野区中川 4 丁目11番14号

李正吉 昭和48年5月24日生

韓由花 昭和48年7月9日生

李一輝 平成15年4月23日生 李彩月 平成19年11月18日生 住所 大阪市東成区中本4丁目8番9号 金八重子 昭和28年10月26日生 洪達也 昭和59年4月19日生 洪莉佐子 平成3年10月9日生

住所 大阪府八尾市高砂町1丁目33番地4 河淨美 昭和27年2月21日生

住所 京都市南区吉祥院仁木ノ森町37番地2 孔裕一 昭和43年12月21日生

住所 福井県越前市本保町第11号2番地1 金琴姬 昭和54年2月6日生

住所 岩手県花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地 101

蔡郁男 昭和32年8月18日生

住所 兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目11番1-316号

陳剛錫 昭和54年6月20日生

住所 東京都荒川区荒川8丁目8番11-204号 曹真由子 昭和49年7月16日生

住所 北九州市門司区清見1丁目6番15号 沈昌孝 昭和50年4月12日生

住所 福岡市南区弥永2丁目6番4-101号 韓慶光 昭和37年8月2日生

住所 福岡市博多区博多駅東3丁目4番21-906

姜達哉 昭和59年8月8日生

住所 愛知県瀬戸市田端町1丁目46番地4 金敏祚 昭和28年7月31日生 金礼 昭和57年11月15日生

住所 愛知県春日井市追進町1丁目57番地 李光子 昭和21年1月8日生

住所 名古屋市守山区小幡中1丁目16番17号 孔博美 昭和53年1月23日生

住所 広島市中区基町19番1-928号 金民子 昭和14年11月3日生

住所 京都市右京区西院西寿町3番地 金昌枝 昭和41年11月28日生

住所 大阪市生野区舎利寺2丁目7番19号 趙禮一 昭和34年9月30日生

吳和美 昭和36年3月15日生 趙翔平 平成3年7月16日生

趙未希 平成5年8月20日生

住所 札幌市中央区北14条西15丁目2番8号 趙甫幸 昭和63年5月9日生

住所 大阪府八尾市北本町 3 丁目13番 1 - 200号 朴正根 昭和41年3月5日生

0 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準 (平成十九年厚生労働省令第百五十七号)

傍線の

部

分は改正部分

(平成二十一年四月一日施行)

第一 診査等実施計画をいう。 に限り、 度、当該年度の四月一日における加入者であって、当該年度におい 法律第八十号。 て四十歳以上七十五歳以下の年齢に達するもの(七十五歳未満の者 特定健康診査 特定健康診査等実施計画(法第十九条第一項に規定する特定健康 定健康診査 保険者は、 | 妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。) に対し 以下 一の項 (法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう 高齢者の医療の確保に関する法律 自 「法」という。)第二十条の規定により、毎年 以下同じ。)に基づき、次の項目につい 改 E 後 (昭和五十七 て 第一条 条第一項に規定する特定健康診査をいう。 、特定健康診 保険者は、 査の項 目 行

-{ 十 (略)

以下同じ。)

を行うものとする。

2 4

(略)

(動機付け支援)

(略)

第七条 前項の動機付け支援対象者は、 次の各号に掲げる者とする。

- 〜三 (略)

四 下の年齢に達する者(当該年度において七十五歳に達する者にあ っては、 特定健康診査を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以 動機付け支援の実施の際に当該年齢に達していない者に

限る。

のうち、

次に掲げるもの

度、当該年度の四月一日における加入者であって、 とする。 生労働大臣が定める者を除く。)に対し、特定健康診査等実施計画 て四十歳以上七十四歳以下の年齢に達するもの(妊産婦その他の厚 法律第八十号。以下「法」という。) 第二十条の規定により、 下同じ。)に基づき、次の項目について、特定健康診査 (法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以 高齢者の医療の確保に関する法律 以下同じ。)を行うもの 当該年度におい (昭和五十 (法第十八

\ | (略)

2 { 4 (略)

第七条 (動機付け支援) (略)

2 前項の動機付け支援対象者は、 次の各号に掲げる者とする。

一 ~ 三 (略)

ĮŲ, 下の年齢に達する者のうち、 特定健康診査を実施する年度において六十五歳以上七十四歳 次に掲げるもの

イ~ニ 略

第八条 2 3 3 とする。 する者(当該年度において七十五歳に達する者にあっては、積極的支援を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以下の年齢に達 支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。) を除く。) する者(当該年度において七十五歳に達する者にあっては、 了 四 (積極的支援) 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者(同項の積極的 (略) (略) (略) (略) 第八条 3 2 3 (積極的支援) 支援を実施する年度において六十五歳以上七十四歳以下の年齢に達 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者(同項の積極的 する者を除く。)とする。 (略) (略) (略) (略)

事 務 連 絡 平成20年11月19日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高 齢 者 医 療 課

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部改正 に係る各保険者との連携について

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)を定めているところですが、同規則の一部を改正する特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第159号)が平成20年11月18日に公布されたところであり、併せて別添「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部改正について」(保発第1118001号)により、改正省令の内容等を都道府県知事宛て通知したところです。

特定健康診査等の実施年度において 7 5歳に達する方については、例えば当該年度の早い時期に 7 5歳に到達し、長寿医療制度に移行するまでの間に、保険者による特定健康診査等の実施が困難である場合や、年度の大半が後期高齢者医療広域連合の被保険者であるが、年度の当初の特定の時期のみ健康診査を実施する地域においては、後期高齢者医療広域連合での健康診査の実施が困難である場合があります。

各後期高齢者医療広域連合におかれましては、当該年度に75歳に達する方の健康診査の実施にあたっては、すべての方が、特定健康診査又は後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査を当該年度中に受けられるよう、後期高齢者医療制度に移行する前の保険者との調整及び連携に努めていただき、その実施に遺漏のないよう、ご配慮をお願いいたします。